## 愛媛県立医療技術大学図書館相互利用要領

平成 22 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1 この要領は、愛媛県立医療技術大学図書館利用規程(以下「規程」という。)第21 条第4項の規定に基づき愛媛県立医療技術大学図書館(以下「本学図書館」という。) と他の大学図書館又は公共図書館等(以下「他大学図書館等」という。)との文献複写 及び図書貸借の相互利用に関し必要な事項を定めるものとする。

なお、他大学図書館等から文献複写の申込があった場合の取扱いについては、本学図書館資料複写要領の規定を適用する。

### (文献複写の依頼)

第2 規程第6条第1号及び第2号の利用者(以下「利用者」という。)が、他大学図書館等の蔵書の複写を希望する場合は、「文献相互利用申込書」(別紙様式)により、図書館長に申し込むものとする。

## (図書借出の依頼)

- 第3 利用者が、他大学図書館等の図書館資料の借出しを希望する場合は、「文献相互利用申込書」(別紙様式)により、図書館長に申し込むものとする。
- 2 利用者は、借出した図書館資料を所蔵機関の指示に従って利用しなければならない。
- 3 利用者は、借出した図書館資料を紛失又は損傷した場合には、直ちにその旨を図書館長に届け出るとともに、その指示に従って損害を賠償しなければならない。

# (図書貸出の受付)

第4 他大学図書館等から図書貸出しの申込があった場合、貸出しできる図書の冊数及び期間は、1機関15冊20日以内とする。図書送付にかかる日数はこれに含めない。

#### (費用の徴収)

ものとする。

- 第5 利用者が、第2及び第3により他大学図書館等へ複写又は図書借出を依頼した場合 の費用の徴収等については、以下のとおりとする。
  - (1) 国立情報学研究所ILL文献複写等料金相殺サービス(以下「相殺サービス」という。 ) 利用機関に依頼した場合の費用は、複写された文献(以下「文献」という。) が到着 した後、本学図書館の窓口で文献を引き渡す際、利用者から徴収し、現金領収書に代
  - (2) 相殺サービス非利用機関に依頼した場合の費用は、利用者が当該機関に支払うものとし、当該費用の支払済み領収書の写しを本学図書館に提出し、文献の交付を受ける

えてレシート(金銭登録機によって領収金額を印刷した帳票をいう。)を交付する。

(3) 他大学図書館等から、図書貸出の申込みがあった場合の費用は、当該図書の送付にかかる費用とし、費用の徴収は、本学図書館資料複写要領第6第2項(2)の規定を適用する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要領施行の際現にある改正前の別紙様式の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

附則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領施行の際現にある改正前の別紙様式の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。